



第 28 回対日投資会議専門部会
内閣府第 4 特別会議室 (406)
2004 年 3 月 24 日
10:00 ~ 12:00

欧州ビジネス協会 リシャル・コラス会長

本日、対日投資会議 (JIC) 専門部会でお話をさせていただく機会を EBC に与えてくださいました島田先生にお礼申し上げます。

私は、在日欧州商工会議所の団体である欧州ビジネス協会 (EBC) 会長のリシャル・コラスと申します。EBC は、27 の委員会で活動する 300 の会員を擁し、日本でビジネスを行う約 3,500 社の欧州企業を代表しています。

私はシャネル株式会社の社長でもあります。弊社は、20 年以上前から日本で活動し、1,300 人の社員を有しています。本日は、欧州の経済団体の会長としてだけでなく、日本への活発な投資家としての立場からも、私の考えをお話ししたいと思います。日本市場にひたむきに取り組むシャネルのような会社にとってさえ、対日投資には数多くの困難があることを私は皆さんに直にお伝えすることができます。

まず最初に、5 年後に対日直接投資を倍増させるという日本政府の目標を EBC が大いに支持していることをお伝えしておきたいと思えます。対日直接投資は、身体に新しい血を注ぎ込み、その活力を高めます。私がいつも言うことですが、対日直接投資は日本経済にとって、栄養ドリンク「リゲイン」のようなものです！

EBC は、優れた投資先として日本を売り込むことをきわめて積極的に支援してきました。昨年、島田先生と私は、日本の投資環境について欧州の企業首脳に説明するため欧州を訪れました。私は今や、EBC の会長とシャネルの社長を務めるだけでなく、対日投資のセールスマンも務めています！



しかし、セールスマンは、良い売り物があってこそ、成功を収めることができます。

日本にはたくさんの優れた特質があります。日本は大きな市場であるとともに、アジア地域の経済中心地です。日本を活動拠点としているわれわれ外国人は、日本でビジネスを行うことから多くのことを学びます。実に多くの外国企業の業績を回復させ、それぞれの分野の優良企業となるのを助けてきた改善プロセスもその1つです。

しかし日本は、そうした改善プロセスを日本自身に適用することには苦勞しているようです！

昨年私は、対日直接投資について話すため、小泉首相に2回お会いしました。今日お話しする事柄も、EBCが首相に力説してきたのとまったく同じ事柄です。

日本は、次のことに取り組みない限り、より多くの対日投資を誘致することはできません。

1. 日本経済にからむ多数の構造的問題の解決に取り組む断固たる行動を政府がとること。PR（情報発信）だけでは十分ではありません！ 外国人投資家は実際の行動を求めています。
2. 更なる規制改革。規制緩和だけでなく、併せて透明性の向上も。外国人投資家は、私自身がこれまで聞かされてきたような、「どうなるか、ちょっと試してみれば」というセリフを聞きたくはありません。数十億円、場合によっては数兆円もの投資をしようというとき、投資家は、規制当局や税務当局がどういう行動をとると予想されるかを正確に知りたいのです。
3. 合併・買収をサポートする法制と税制。国境を越えた株式交換やキャッシュ・マージャー（現金合併）については在日米商工会議所（ACCJ）のベネシュ氏と朝倉氏がさらに詳しくお話しになられるでしょう。EBCは、この問題に関するACCJの見解を支持します。合併・買収は対日直接投資の最大の要素であり、税制は外国人投資家を差別すべきではありません。



- 最後に EBC は、首相の「三位一体の改革」の柱の 1 つである、更なる地方分権化を支持します。EBC は、更なる地方分権化によって、より多くの地方自治体が公共サービスを民営化し、税制上・規制上の優遇措置を通じビジネス開発を真に「擁護・推進」することを願っています。

EBC の要望の詳細につきましては、お手元にある EBC 報告書をご一読くださるようお願いいたします。この報告書は、在日欧州企業が直面している諸問題と、こうした諸問題を解決するためになされてきた前進（あるいは前進の欠如！）をきわめて明確に示しています。

私にとって明白なことは、対日直接投資について EBC が過去数年間にわたり行ってきた提案が、昨年 3 月 27 日に内閣によって支持された JIC の提案とまったく同じだということです。

JIC は、対日直接投資促進のため、一層の推進努力を求めています、EBC はこれを支持します。

しかし先ほど申しましたとおり、推進は、効果的な PR（情報発信）だけで事足りるものではありません。日本は、言葉と同様、行動によって判断されることになるわけで、この意味で、いくつかの厄介な進展が見受けられます。

たとえば、法人事業税に外形標準課税を導入するという決定や、簡保に商品種目の拡大を認めるという先頃の決定は、外国人投資からは好意的に受け取られませんでした。

JIC は、企業組織再編税制の見直しを含む、合併・買収の円滑化を求めています、EBC はこれを支持します。昨年、産業活力再生特別措置法が改正され「三角合併」が認められましたが、私の知る限り、この法律を利用して日本企業を買収した外国企業はまだありません。

ベネシュ氏と朝倉氏がさらに詳しくお話しになるでしょうが、最大の問題は、国境を越えた企業組織再編成に対する課税猶予がないことです。日本企業同士の適格組織再編成には課税猶予が適用されるため、これは差別です。

JIC は、公共サービスへの民間部門の一層の参加を求めています、EBC はこれを支持します。



しかし、PFI（民間資金主導）の利用は日本ではまだあまり発達していません。ほとんどの地方自治体が赤字を出しているわけですから、こうした現状はわれわれ欧州企業には理解しがたいことです。欧州企業は、廃棄物管理や、水処理、福祉サービスといった分野におけるPFIの豊富なノウハウを有しており、より多くの機会が存在すれば欧州からの投資が拡大するはずだと私は確信しています。

JICは、法令等の一層の明確化（透明性）を求めています、EBCはこれを支持します。

しかし、透明性の欠如は依然、対日投資の阻害要因として欧州企業が最もよく挙げる問題の1つとなっています。私自身の会社は複雑な合併・買収取引にかかわっていますが、国税庁から得られる回答は担当職員によって毎回異なります。これでは、ビジネスの計画を立てることは不可能です。

要するに、対日投資を妨げている主要な問題のほとんどは、JICによってすでに確認されているわけです。

大きな問題は、こうした提案をいかにして実現するかです。

嬉しいことに、JICの各提案の脇には、その実現に責任をもつべき関係府省等が記載されています。これまた嬉しいことに、本日この席には、そうした関係府省等の多くの代表がおられ、その多くを私は個人的に存じ上げています。

島田先生、私は、自分が今日プレゼンテーションを行うよう要請されていること、また、専門部会のメンバー諸氏からいくつかの質問をお受けすることになることを承知しておりますが、もしよろしければ、逆に私のほうからも、本日この席にお越しになっている関係府省の友人の方々にいくつか質問をさせていただきたいと思っております。

EBCの報告書を見ればわかるとおり、私どもがまとめた問題点のリストはかなり長いものであり、ここでその1つ1つを取り上げるとなると、きわめて長い時間がかかってしまいます。

したがってここでは、3つの問題点に的を絞りたいと思っております。合併・買収と、PFIと、規制改革です。



財務省の友人の方々にお訊きしたいのですが、国境を越えた企業組織再編成に関する差別的な税制上の処遇を排除するために何をなさるおつもりでしょうか。法務省は目下、国境を越えた合併・買収を行いやすくするための商法改正に取り組んでいるとのことですが、この問題の解決を助けるために、法務省とどのような対話をなさってこられたかお聞かせ願いたいと思います。

内閣府の友人の方々には、総合規制改革会議が3月19日に発表した規制改革案の実現の見通しについて率直なご意見をお聞かせ願いたいと思います。EBCは規制改革と投資の間には密接な関連があるとみていますが、医療や金融サービスといったセンシティブな分野における広範な規制緩和に本腰を入れるよう関係省庁を説得するのはなかなか困難となっていると伺っています。

最後に、総務省と国土交通省の友人の方々にお訊きしたいのは、日本ではなぜPFIがあまり利用されていないのか、および、公開調達市場を海外からの投資に開放するために他に何ができるか、ということですが。

締めくくりとして、私が折に触れ申し上げていることをここで繰り返しておきたいと思います。EBC報告書に収められたEBCの提言の狙いは、「外圧」ではなく、むしろ「内圧」です。日本で活動するわれわれ欧州企業は、本社からの投資が中国など他の国々に流れてしまうのではなく、それを日本に誘致したいと願っているという点で、日本企業と立場を一にしているのです。